第七十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第四条、第五条、第十八条、第十九条、第三十七条、第四十二条、第五十五条、第五十八条の七又は第五十八条の八」を「第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条第一項から第三項まで、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十八条の七第一項又は第五十八条の八第一項若しくは第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号及び第四号中「同条第五項」を「同条第六項」に、「者」を「とき。」に改める。

第七十二条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同項第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第十二条の六第二項の規定に違反して、同項各号に掲げる表示をしたとき。

第七十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第六十六条第三項（同条第五項」を「第六十六条第四項（同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第六十六条第三項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第七十四条第一項中「各号で」を「各号に」に改め、同項第一号中「第七十条第二号」を「第七十条第三号」に改め、同項第二号中「第七十条第一号」を「第七十条第一号及び第二号」に改める。

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正）

第二条　特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

預託等取引に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　預託等取引

第一節　預託等取引に関する規制（第三条―第六条）

第二節　預託等取引契約の解除等（第七条・第八条）

第三章　販売を伴う預託等取引の禁止等

第一節　勧誘等の禁止等（第九条―第十三条）

第二節　契約の締結等の禁止等（第十四条―第十六条）

第三節　販売を伴う預託等取引に関する解除等の特則（第十七条）

第四章　違反に対する措置等（第十八条―第二十五条）

第五章　雑則（第二十六条―第三十一条）

第六章　罰則（第三十二条―第三十八条）

附則

第一章　総則

第一条中「特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約」を「預託等取引」に、「を図ることにより、預託等取引契約に係る」を「に関する規制を定めるとともに、販売を伴う預託等取引を原則として禁止する等の措置を講ずることにより、」に改める。

第二条第一項中「預託等取引契約」を「預託等取引」に、「契約を」を「取引を」に改め、同項第一号中「政令で定める物品（以下「」を削り、「特定商品」を「物品」に改め、「」という。）」を削り、「契約」を「取引」に改め、同項第二号中「施設の利用に関する権利であつて政令で定めるもの」を「次に掲げる権利」に、「施設利用権」を「特定権利」に、「契約」を「取引」に改め、同号に次のように加える。

イ　施設の利用に関する権利であって政令で定めるもの

ロ　物品の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類する権利

第二条第二項中「預託等取引契約」を「預託等取引」に、「特定商品」を「物品」に、「施設利用権」を「特定権利」に、「目的とするために」を「対象とする」に改め、「の締結及びその履行」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項中「預託等取引契約」を「預託等取引」に、「の締結又は更新についての」を「について」に、「目的とするために当該特定商品又は施設利用権を購入させることについての」を「対象とする物品又は特定権利の販売に関する」に改め、同条第四項中「預託等取引契約」を「預託等取引に係る契約（以下「預託等取引契約」という。）」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　預託等取引

第一節　預託等取引に関する規制

第三条第一項第一号中「であつて」を「であって」に改め、「についての当該預託等取引契約の概要」を削り、同項第二号中「であつて」を「であって」に改め、同条第二項中「締結した」を「締結し、又は更新した」に改め、同項第一号及び第二号中「商品」を「物品」に、「施設利用権」を「特定権利」に改め、同項第三号中「特定商品又は施設利用権」を「物品又は特定権利」に、「あつては」を「あっては」に改め、同項第四号中「あつては」を「あっては」に改め、同項第五号中「第八条第一項から第三項まで並びに第九条第一項及び第二項」を「第七条第一項から第四項まで、第八条第一項及び第二項並びに第十七条第一項から第四項まで」に改め、同項第七号中「商品」を「物品」に、「施設利用権」を「特定権利」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条に次の二項を加える。

3　預託等取引業者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客又は預託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。次項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該預託等取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

4　前項前段の規定による第二項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（内閣府令で定める方法を除く。）による提供は、預託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該預託者に到達したものとみなす。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（不当な勧誘等の禁止）」を付し、同条第一項中「勧誘者」の下に「（以下「預託等取引業者等」という。）」を加え、「又は更新についての」を「若しくは更新について」に、「ときは」を「に際し、又は預託等取引契約の解除を妨げるため」に、「特定商品又は施設利用権の購入」を「当該預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利の販売」に、「であつて」を「であって」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　預託等取引業者等は、預託等取引契約の締結若しくは更新について勧誘をするに際し、又は預託等取引契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

第五条の見出しを削り、同条中「預託等取引業者又は勧誘者」を「預託等取引業者等」に改め、第一号を削り、同条第二号中「よつて」を「よって」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に、「であつて」を「であって」に改め、同号を同条第二号とする。

第六条の見出しを「（書類の閲覧等）」に改め、同条中「預託等取引契約」を「預託等取引」に、「に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければ」を「ごとに備え置かなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2　預託等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、預託者ごとに当該預託者が締結し、又は更新した預託等取引契約に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。